（記載上の注意）

１．「資金移動業の名称」は、資金移動業の種別を括弧書で併せて記載すること。また、「資金移動業の名称」が二以上ある場合には、その名称ごとに、⑴の表を作成すること。電子決済手段を発行する場合には、電子決済手段の名称を記載すること。

２．「為替取引の種類等」は、為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結するか否か、為替取引に関し負担する債務に係る権利を表章する証書その他の物（為替証書等）を発行するか否かにつき記載すること。資金移動の形態が複数存在する場合には、全てについて記載すること。電子決済手段を発行する場合には、発行する電子決済手段の単位（外貨建ての電子決済手段を発行する場合にあっては、その外国通貨の種類）、主な用途、保有又は移転の仕組み（保有又は移転に係る情報を記録する電子情報処理組織の名称及び形態を含む。）、内在するリスク、償還に要する期間等を併せて記載すること。

［３．・４．　略］

５．「役務提供範囲等」は、為替取引を提供する国又は地域の範囲及び外貨建てで行う場合には取り扱う外国通貨の種類について記載すること。

［６．～10.　略］

（第７面）　［略］

（第８面）

⑶　資金移動の概要図

［表略］

（記載上の注意）

資金移動業者、電子決済手段等取引業者、業務受託者及び利用者の間における役務提供及び資金移動の形態を、資金移動業の名称ごと（電子決済手段を発行する場合にあっては、電子決済手段の名称ごと）に簡略に図示し、資金移動業の種別を括弧書で併せて記載すること。また、資金移動業者が為替取引において取得する利用者の個人情報について、その保管場所を含む管理体制を記載すること。

［（第９面）・（第10面）　略］

（第11面）

13.　主要株主の氏名、商号又は名称

［表略］

（記載上の注意）

１．「主要株主」とは、第３条の６第３項第10号に規定する主要株主をいう。

２．［略］

３．「議決権」とは、第３条の６第３項第10号に規定する議決権をいう。

４．［略］

５．「割合」とは、第３条の６第３項第10号に規定する総株主の議決権の数に対する同号に規定する主要株主の保有する議決権の数の百分比をいう。

６．［略］

［（第12面）・（第13面）　略］

（記載上の注意）

１．「資金移動業の名称」は、資金移動業の種別を括弧書で併せて記載すること。また、「資金移動業の名称」が二以上ある場合には、その名称ごとに、⑴の表を作成すること。

２．「為替取引の種類」は、為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結するか否か、為替取引に関し負担する債務に係る権利を表章する証書その他の物（為替証書等）を発行するか否かにつき記載すること。資金移動業の形態が複数存在する場合には、全てについて記載すること。

［３．・４．　同左］

５．「役務提供範囲等」は、為替取引を提供する国又は地域の範囲及び外国通貨建てで行う場合には取り扱う外国通貨の種類について記載すること。

［６．～10.　同左］

（第７面）　［同左］

（第８面）

⑶　資金移動の概要図

［同左］

（記載上の注意）

資金移動業者、業務受託者及び利用者の間における役務提供及び資金移動の形態を、資金移動業の名称ごとに簡略に図示し、資金移動業の種別を括弧書で併せて記載すること。また、資金移動業者が為替取引において取得する利用者の個人情報について、その保管場所を含む管理体制を記載すること。

［（第９面）・（第10面）　同左］

（第11面）

13.　主要株主の氏名、商号又は名称

［同左］

（記載上の注意）

１．「主要株主」とは、第５条第２号に規定する主要株主をいう。

２．［同左］

３．「議決権」とは、第５条第２号に規定する議決権をいう。

４．［同左］

５．「割合」とは、第５条第２号に規定する総株主の議決権の数に対する同号に規定する主要株主の保有する議決権の数の百分比をいう。

６．［同左］

［（第12面）・（第13面）　同左］